

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

## 岩手厚生年金 事案 876

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年9月までは8万6,000円、同年10月は9万2,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和53年5月10日から平成3年3月19日までA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び当該事業所において申立期間に被保険者であった全ての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、申立人を含む多数の者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は

見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の昭和 55 年 6 月 30 日から同年 11 月 4 日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 54 年 10 月の定時決定及び取消処理がなされた 55 年 10 月の定時決定の記録により、同年 6 月から同年 9 月までは 8 万 6,000 円、同年 10 月は 9 万 2,000 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 877

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を平成3年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和53年4月1日から平成3年10月31日までA社B営業所に勤務し、同年11月1日から同社C営業所に異動となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B営業所から提出された「正社員（職員）として勤務していたことの証明」から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（平成3年11月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年9月のオンライン記録の標準報酬月額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、平成3年10月31日を申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場

合又は保険料を還付した場合も含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。  
しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後の整理番号で管理されている女性被保険者のうち、申立人の被保険者資格喪失日の前後各 2 年間に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている者 35 名中、脱退手当金を受給している者は、申立人を含め 4 名と少なく、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日（昭和 39 年 11 月 7 日）の約 3 か月前（昭和 39 年 8 月 1 日）に再就職し、他の被用者年金に加入していることが確認できることから、申立人は、将来、年金を受給するため、申立期間以降についても、継続して年金に加入する意思を有していたことがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 17 日から 42 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 9 月 25 日から 44 年 4 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間における最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である 24 月に満たない 19 月であるとともに、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後の整理番号で管理されている女性被保険者 45 名のうち、連絡先が把握できた 7 名から当該事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、当該事業所の関与はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 53 年 2 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は昭和 49 年 2 月 1 日から 53 年 1 月 31 日までA社で勤務し、同年 2 月 1 日に本社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答、「53. 2. 1 付C支店D課勤務を命ずる。」と記載のある人事に関する通知書（写）及び在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 53 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を



行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年8月から同年10月までは30万円、同年11月から5年6月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月31日から5年7月31日まで

私が勤務していたA事業所において、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。当時の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成4年8月から同年10月までは30万円、同年11月から5年6月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、平成4年8月から5年6月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確

認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 7 月 9 日は 150 万円、同年 12 月 14 日は 127 万 1,000 円及び 17 年 4 月 4 日は 73 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 9 日  
② 平成 16 年 12 月 14 日  
③ 平成 17 年 4 月 4 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金保険法第 24 条の 3 において「標準賞与額が 150 万円を超えるときは、これを 150 万円とする。」との規定が定められているところ、当該事業所が申立人に係る申立期間①の標準賞与額を計算するに当たり、誤って賞与支給額である 150 万 1,000 円を基に厚生年金保険料を計算し、申立人の賞与から控除した状況が見られる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 150 万円、申立期間②は

127万1,000円及び申立期間③は73万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月4日  
② 平成17年12月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が保管する賞与明細書により、申立人は申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、オンライン記録により、申立人は、当該賞与の支給日（平成 17 年 12 月 20 日）と同月の平成 17 年 12 月 29 日に、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者とはならない期間であると認められる。

一方、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、当該被保険者期間に係る保険料については、同法第 81 条第 2 項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、当該賞与の支給月である平成 17 年 12 月は、申立人が厚生年金保険被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、厚生年金保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 891

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 7 月 9 日は 47 万 9,000 円、同年 12 月 14 日は 34 万 9,000 円、17 年 4 月 4 日は 33 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 8,000 円、18 年 4 月 10 日は 25 万 5,000 円、同年 7 月 12 日は 34 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 33 万 7,000 円、19 年 4 月 10 日は 27 万 2,000 円、同年 7 月 12 日は 37 万 9,000 円及び同年 12 月 14 日は 36 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 9 日  
② 平成 16 年 12 月 14 日  
③ 平成 17 年 4 月 4 日  
④ 平成 17 年 12 月 20 日  
⑤ 平成 18 年 4 月 10 日  
⑥ 平成 18 年 7 月 12 日  
⑦ 平成 18 年 12 月 20 日  
⑧ 平成 19 年 4 月 10 日  
⑨ 平成 19 年 7 月 12 日  
⑩ 平成 19 年 12 月 14 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われる



のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 47 万 9,000 円、申立期間②は 34 万 9,000 円、申立期間③は 33 万 9,000 円、申立期間④は 35 万 8,000 円、申立期間⑤は 25 万 5,000 円、申立期間⑥は 34 万 7,000 円、申立期間⑦は 33 万 7,000 円、申立期間⑧は 27 万 2,000 円、申立期間⑨は 37 万 9,000 円及び申立期間⑩は 36 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月14日は11万円、17年4月4日は13万6,000円及び同年12月20日は17万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月14日  
② 平成17年4月4日  
③ 平成17年12月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は11万円、申立期間②は13万6,000円及び申立期間③は17万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該

保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 4 月 10 日は 27 万円、同年 7 月 12 日は 36 万 4,000 円及び同年 12 月 20 日は 21 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 10 日  
② 平成 18 年 7 月 12 日  
③ 平成 18 年 12 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（平成 18 年 4 月 10 日は 27 万円、同年 7 月 12 日は 36 万 4,000 円及び同年 12 月 20 日は 21 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 894

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額の記録については、平成16年7月9日は31万5,000円、同年12月14日は21万8,000円、17年4月4日は20万9,000円、同年12月20日は25万3,000円、18年4月10日は22万1,000円、同年7月12日は29万8,000円、同年12月20日は24万円、19年4月10日は23万円、同年7月12日は32万1,000円及び同年12月14日は25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月14日  
③ 平成17年4月4日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年4月10日  
⑥ 平成18年7月12日  
⑦ 平成18年12月20日  
⑧ 平成19年4月10日  
⑨ 平成19年7月12日  
⑩ 平成19年12月14日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われる

のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 31 万 5,000 円、申立期間②は 21 万 8,000 円、申立期間③は 20 万 9,000 円、申立期間④は 25 万 3,000 円、申立期間⑤は 22 万 1,000 円、申立期間⑥は 29 万 8,000 円、申立期間⑦は 24 万円、申立期間⑧は 23 万円、申立期間⑨は 32 万 1,000 円及び申立期間⑩は 25 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 7 月 9 日は 30 万 6,000 円及び同年 12 月 14 日は 19 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 9 日  
② 平成 16 年 12 月 14 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 30 万 6,000 円及び申立期間②は 19 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手国民年金 事案 714

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から43年3月まで  
会社を昭和42年7月に退職し、国民健康保険に加入することになったが、その際、妻が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間について、妻が納付済みとなっているのに、私が未納とされていることに不満である。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A町（現在は、B市）において、昭和47年12月5日に払い出されていることが確認できる。

また、A町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金被保険者の資格取得年月日は、昭和45年2月1日と記載されていることから、申立人は、同日に遡って被保険者の資格を取得したと推認できる上、同被保険者名簿に記載されている資格取得年月日は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、A町以外に住所を移しておらず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

以上を踏まえると、申立人は、申立期間において国民年金に加入していないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断



すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 715

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年2月までの期間及び同年11月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から46年2月まで  
② 昭和46年11月から47年3月まで

私は、申立期間当時、両親と同居しており、父が家族の分と一緒に私の国民年金保険料を地区の担当集金人に納付していたので、申立期間の保険料が納付されていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付については、直接関与しておらず父に任せていたとしているが、その父は、現在、話ができる状態にないとしていることから、加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況から、昭和49年以降に初めて払い出されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金欄には、「初めて被保険者となった日 昭和49年4月8日」との記載がある上、A町（現在は、B市）作成の国民年金被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格取得年月日は49年4月8日と確認でき、当該年月日は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、20歳到達以降、昭和49年4月に国民年金被保険者資格を取得するまで、A町以外に住所を移しておらず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

以上を踏まえると、申立人は、申立期間において国民年金に加入していないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったもの

と考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 716

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から平成3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から平成3年4月まで  
申立期間当時、自宅に送られてきた国民年金保険料の納付書により、A市（現在は、B市）の窓口で保険料を納付したと思うので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による前後の同手帳記号番号の払出状況から、平成4年1月以降に払い出されており、申立人に係る国民年金の加入手続は、A市において、同年同月以降に初めて行われたと推認でき、申立人は、20歳に到達した平成元年\*月\*日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、厚生年金保険の「初めて上記被保険者となった日」の欄には、「平成3年5月26日」と印字されていることが確認でき、一方、国民年金の「初めて上記被保険者となった日」の欄には、「平成元年\*月\*日」と手書きで記載されていることから、申立人が所持する年金手帳は、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となった際に交付されたことがうかがえる。

さらに、申立人は、平成元年4月から平成4年1月までA市以外に住所を移していないとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

以上を踏まえると、申立人は、申立期間において国民年金に加入していないことから、申立期間に係る納付書が発行されることは無く、申立期間の国

民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 717

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 52 年 3 月までの期間及び 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

大学生の頃、父から、私の国民年金保険料を納付しておくと言っており、20 歳になった昭和 46 年\*月から両親が保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、両親が全て行ったとしているところ、病気のため、申立人の両親には聴取することができず、申立人の主張を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 町において、申立期間①後の昭和 52 年 10 月に払い出されており、当該払出時点において、申立期間①のうち、46 年 2 月から 50 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②頃における国民年金保険料の納付について、申立人に聴取したが、保険料の納付は両親が行ったとするものの、当時の記憶は定かではないとしており、申立期間②における保険料の納付状況について、具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、A 町作成の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、「検認済記録欄」には、申立期間について国民年金保険料の納付を示す記載が無い上、同名簿における保険料の納付記録は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索したところ、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 718

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 11 月に退職し、その月に結婚した。同年 12 月に国民年金に加入した後は、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が納付されていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する年金手帳の国民年金欄に「初めて被保険者となった日昭和 53 年 4 月 24 日」と記載があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況から昭和 53 年 4 月以降に払い出されており、年金手帳に記載されている被保険者資格取得年月日は、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録の被保険者資格取得年月日と一致している。

また、国民年金の任意加入対象者は、制度上、国民年金への加入手続を行った日より前に遡って被保険者資格を取得することはできないところ、申立期間当時、申立人の夫は共済組合の組合員であり、前述の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、昭和 53 年 4 月 24 日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、同日に国民年金への加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、退職した昭和 49 年 11 月以降、国民年金に加入した 53 年 4 月 24 日までの間、A 市以外に住所を移しておらず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

以上を踏まえると、申立人は、申立期間において国民年金に加入していないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無



く、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、所持するオレンジ色の年金手帳の交付を受ける前に、昭和 49 年 12 月から「緑色の手帳」を所持していたとしているが、同年 10 月以降はオレンジ色の年金手帳が使用された時期である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月頃から30年5月頃まで

私は申立期間に、A県B市にあったC施設でD職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間以前のE施設では、厚生年金保険被保険者記録があるので、申立期間についても私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC施設において、D職として勤務していたと述べている。

しかし、申立期間当時、申立人が勤務したとするC施設の従業員の労務管理を行っていたF事業所における申立人の在籍記録を同事業所の事業を継承するG事業所に照会したところ、申立人の申立期間に係る資料は保管されていないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることはできない上、H職として勤務していたとして申立人が記憶している複数の同僚は既に他界しており、申立人の勤務実態について確認することはできなかった。

また、「連合国要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）によれば、昭和26年7月1日から連合国軍施設のクラブ、食堂など非軍事的業務に勤務する日本人労働者については、日本政府の被雇用者としての身分を喪失したため、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人のE施設における資格取得日は昭和24年4月15日、資格喪失日は26年7月1日であることが確認できるものの、C施設での厚生年金保険被保険者記録は無く、申立期間にH職として勤務していたと申立人が記憶している同僚にも、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
⑤ 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 36 年頃から平成 8 年 4 月 1 日までA社に、同年 4 月 1 日から 13 年 10 月 14 日までB社C事業所に勤務した。

勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までの期間について標準報酬月額が相違しているので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までにおける標準報酬月額について、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録はいずれも一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、「勤務していた全ての期間について基本給は一度も下がることは無かった。」と供述しているところ、申立事業所の事業を継承しているD社から提出された申立人の「社内履歴」によると、勤務した全ての期間について基本給は下がっていないが、申立期間①から④までについては、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人を含む複数の者の標準報酬月額、更に申立期間③及び④については、複数の同僚から提出のあった申立期間を含む前後の給与明細書から、申立人を含む複数の者の標準報酬月額がそれぞれの申立期間直前の定時決定から一等級程度下がっていることが確認できる。

さらに、D社は、「申立期間①及び②については、資料が無く不明だが、申立期間③については、昭和 57 年に本社をE県に移転統合し、その際、レイオフを

実施した。申立期間④については、61年から62年までにかけて合理化、休日増を実施し、賃金月額をカットした。」と回答している。

加えて、申立事業所が加入していたF健康保険組合から提出された申立人の適用台帳によると、申立期間④のうち、昭和62年10月から63年9月までの標準報酬月額が24万円、同年10月から平成元年9月までの標準報酬月額が26万円となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

申立期間⑤における標準報酬月額について、申立人のB社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録はいずれも一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

また、B社の事業を継承しているD社から提出された申立事業所における申立人の申立期間⑤に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤までについてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合の組合員として掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 9 月 19 日まで  
私は、申立期間にB団体（現在は、C団体）に正職員として勤務していたが、申立期間のA共済組合（以下「共済組合」という。）員の記録が無い。  
間違いなく勤務していたので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、健康保険被保険者原票の記録及びC団体から提出のあった辞令簿から、申立人は申立期間において、B団体に勤務していたことが確認できる。

しかし、C団体は、「申立期間当時の共済組合に係る関連資料は無いが、申立期間当時は見習期間があり、申立人と同時期に入社している複数の同僚も見習期間終了後、共済組合に加入していることから、見習期間中に退職した申立人は共済組合に加入していないと思う。」と回答している。

また、共済組合において、昭和 56 年 10 月 1 日に資格取得の記録がある同僚は、「昭和 56 年 4 月 1 日の入社だが、採用後 6 か月の見習期間があり、その期間は共済組合には加入していない。」と回答している。

さらに、申立人の共済組合員の記録について、共済組合に照会したが、「申立人の共済組合員の記録は無い。」と回答している。

このほか、申立期間における共済組合員の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が共済組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 49 年 12 月 30 日まで  
② 昭和 50 年 4 月 頃から 51 年 3 月 30 日まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、複数の同僚の供述から、時期及び期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 50 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も他界していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が記憶していた同僚及び申立期間①当時、厚生年金保険被保険者記録がある同僚に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の記録は無い。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したが、申立期間①において、申立人に対して厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された形跡が見られない。

また、C町及びD市（現在は、E市）作成の国民年金被保険者名簿では、申立期間①は国民年金保険料の納付済期間と記録されている。

B社に係る申立期間②について、同社は昭和 51 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C町及びD市作成の国民年金被保険者名簿では、申立期間②は国民年金保険料の納付済期間と記録されている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月から 53 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 53 年 3 月 1 日から平成 8 年 7 月 1 日まで  
③ 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

私の亡き夫は、申立期間①、②及び③においてA社に勤務したが、申立期間①について、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、加入記録が無いと回答された。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②及び③については、報酬月額が約 20 万円から 30 万円だったと思うので標準報酬月額の記録を調査の上、訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は平成 13 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当該事業所の関係者に照会したが、「当時の関係資料は無く、不明である。」と回答している。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の元同僚に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

加えて、雇用保険の記録では、当該事業所に係る資格取得日は昭和 53 年 3 月

1日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③における標準報酬月額については、申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

また、当該事業所に係るオンライン記録によると、複数の元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時決定及びその後複数回にわたる随時改定の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額となっていることが確認できる上、申立人より先に勤務していたとする元同僚は、「申立人は一度会社を退職し、再度会社に戻って勤務したので、自分よりも給料が高いということは考えられない。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 28 日まで  
平成 22 年 1 月頃にねんきん特別便の調査の回答をもらったときに、申立期間については、脱退手当金が支給されているとのことだった。  
しかし、私は退職の際に脱退手当金の請求手続を行った覚えは無いので、私の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」の記載があるほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種類が「脱手」、資格期間が「38 月」、支給金額が「98 円 24 銭」、支給年月日が「22. 3. 15」と記載されているなど、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金は、月数及び支給金額に計算の誤りは無く、当該事業所での厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後に支給されているものの、当時は、資格喪失日から 1 年間の待機期間が必要であったことから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 10 月 16 日から 44 年 1 月 25 日まで  
③ 昭和 45 年 10 月 21 日から 46 年 6 月 21 日まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。申立期間当時は、脱退手当金という制度も知らなかったため手続などは一切していないので、調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年9月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。